

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針

地域金融円滑化のための基本方針

日新信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会において、本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を制定するとともに、専務理事を金融円滑化管理責任者として選任しました。
- (2) 全営業店に金融円滑化ご相談窓口を設置するとともに、金融円滑化営業店責任者（営業店長）および金融円滑化担当者を配置し、お客さまからの相談に対応しています。
- (3) 苦情相談の窓口を「もしもしコール」としました（0120-15-2489）。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

本件についての金庫本部へのご相談は、次の相談窓口をご利用ください。

<にっしん>もしもしコール 0120-15-2489

受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 金融円滑化管理態勢を整備・確立するため金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を審査部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者として次の体制を整備しています。

(1) 金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門（以下、「金融円滑化管理責任者等」という。）は、金融円滑化管理に関する重要な事項について、必要ある場合は理事会に付議・報告しています。

(2) 金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図っています。

(3) 金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理規程を営業推進部等の金融円滑化に関連する部門（以下、「関係業務部門」という。）及び営業店の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施しています。

(4) 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理しています。

(5) 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店において適切な金融円滑化の実施を確保するため、定期的または必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理するとともに、その内容を分析します。

(6) 金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、関係業務部門及び営業店に対して指導・監督等を行います。

(7) 金融円滑化管理責任者等は、中小企業金融円滑化を踏まえ、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう具体的施策を実施しています。

(8) 金融円滑化管理責任者等は、中小企業金融円滑化に基づく開示や当局への報告について、適切なものとなっているか確認しています。

(9) 金融円滑化管理責任者等は、上記以外の中小企業金融円滑化を踏まえた対応が適切に行えるよう必要な体制を整備しています。

2. 金融円滑化管理に係る報告体制は以下のとおりです。

(1) 関係業務部門及び営業店は、定期的または必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告しています。

(2) 金融円滑化管理責任者は、定期的または必要に応じて随時、理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行っています。

**第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る
苦情相談を適切に行うための体制の概要**

1. 苦情相談の窓口を「もしもしコール」(0120-15-2489)としています。
2. 全営業店に金融円滑化ご相談窓口を設置するとともに、金融円滑化営業店責任者(営業店長)及び金融円滑化担当者を配置し、お客様からの相談に対応しています。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

営業店は審査部及び営業推進部と連携し顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細やかな支援を行っています。

以 上